(解説付き)

[平成28年6月15日施行]



本別町議会

# 目 次

前文	~第	1条(目的)	1, 2
第	2条	(議会及び議員の責務)	2
第	3条	(議会の運営原則)	2、3
第	4条	(議員の活動原則)	3
第	5条	(町民と議会との関係)	4
第	6条	(町長等と議会及び議員の関係)	5
第	7条	(町長による政策等の形成過程の説明)	5
第	8条	(議決事項の拡大)	6
第	9条	(自由討議による合意形成)	6
第1	0条	(委員会等の活動及び議員協議会の設置)	7
第1	1条	(議会事務局体制の充実)	7
第1	2条	(議員研修の充実)	8
第1	3条	(議会広報及び広聴の充実)	8
第1	4条	(議員定数及び報酬)	9
第1	5条	(議員の政治倫理)	9
第1	6条	(最高規範性)	10
笙 1	7条	(見直し手続)	1 ()

■議会改革・活性化の取り組み経過(紙面の都合上抜粋しています)

# 平成21年8月 町民懇談会の開催

・議会報告会を兼ねて、町民の意見など聞く町民懇談会を年1回開催。

# 平成22年常任委員会などの完全公開

• 委員会の日程等を公開し、要望があれば出前委員会の実施。

# 平成25年4月 積極的な情報開示方策の確立

• 議会ホームページで議長交際費の公開、会議録(本会議)を掲載

# 平成26年1月 議会広報特別委員会の常任委員会への移行

・議会広報の発信力の向上、町民との対話を大切にした開かれた議会を目指すため広報広聴常任委員会を設置。

# 平成26年6月 議員報酬の減額を明記

・議員として活動できない期間がある場合、議員報酬を減額する旨を明記。 180 日以上 365 日未満は 25%を減額、365 日以上は 50%を減額。

平成28年6月15日 本別町議会基本条例を制定 (同日、反問権実施要綱並びに政治倫理要綱を制定)

条例の イメージ

# 町民

- ■町民と議会との関係では、情報 公開や議会報告会・懇談会など を規定しました。 (第5条)
- ■議会広報及び広聴の充実を規 定しました。 (第13条)

町民が安心して生活できる豊かなまちづくり

# 行 政

- ■議員の質疑・質問に対し反問できるよう規定しました。 (第6条)
- ■町長による政策等の形成過程の説明を規定 しました。 (第7条)
- ■総合計画のうち基本計画(5年間)を議決 案件としました。 (第8条)

# 議会

第2条 議会及び議員の責務

第3条 議会の運営原則

第4条 議員の活動原則

第9条 自由討議による合意形成

第10条 委員会等の活動及び議員協議会の運営

第11条 議会事務局体制の充実整備

第12条 議員研修の充実

第14条 議員定数及び議員報酬

第15条 議員の政治倫理

#### (前文)

本別町議会(以下「議会」という。)は、町民から直接選挙で選ばれた議員により構成され、同じく町民から選挙で選ばれた本別町長(以下「町長」という。)とともに、二元代表制の機関であることを自覚し、その役割を果たします。

議会は持てる機能を十分に駆使し、町民憲章の示す基本理念を受け、自治体政策の立案、決定、執行、評価における論点を広く明らかにする責務を有しています。

議会は、町民に開かれた参加の場を確保し、多様な町民の意思を反映させる為に議論を通じて、最良の意思決定を導く使命が課せられています。

議会は積極的な情報の公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、議会運営のルールをこの条例に定め、実践することにより、町民の皆さんにより信頼される議会づくりを目指します。

本町においては、恵まれた自然と土地を活用した農林業が展開され、安全・

安心で良質な食料の安定的 な生産・供給及び地域を支 える商工業の発展とともに 町民の生活の向上を目指し た、地域経済の基盤を形成 しています。

これらを踏まえて、議会は町民との協働を基本に豊かな地域社会づくりに向けて、この条例を定めます。



※波線が付されている字句は「用語解説」(P11)を参照してください。

#### (目的)

第1条 この条例は、町民とともに歩む使命感と活力ある議会を目指し、地方分権時代にふさわしい議会運営及び議員の活動に関する基本事項を定めることにより、自治に基づく町民の負託にこたえ、もって町民が安心して生活ができる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とします。

#### 【解説】

条例の目的は、議会運営と議員活動の基本的事項を明文化することにより、この条例の最終目的が、町民が安心して生活できる豊かなまちづくりに寄与するためにあることを規定しています。

「まちづくり」は、「公正で民主的な町政」とし、「自治」を「町民自らが、自主的、自律的に町政運営に参加すること」と位置づけています。

「議会」については、多様な意見があります。議会基本条例の基本は、議会制民主主義に 基づく公正で民主的な町政運営の実現です。

#### (議会及び議員の責務)

第2条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、町民を代表する自由討議を重視した議決機関として、町民に対する責任を果たします。

#### 【解 説】

議会及び議員は、この条例の理念や原則、この条例に基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会運営を行い、町民を代表する議決機関であることはもちろん、様々な視点から議員間同士の議論を尽くした結果でなければならないことを十分認識し、町民に対する責任を果たすものです。

#### (議会の運営原則)

- 第3条 議会は、町民を代表する議事・議決機関であることの自覚を持ち、公正性、透明性及び信頼性を重視し、開かれた議会運営をします。
- 2 議会は、議員と町長、執行機関の長及びその委任を受けた者(以下「町長等」という。)との議論を通じて、町民に分かりやすい議会運営をします。

#### 【解 説】

- ① 議会は、町民から選ばれた議員で構成され、二元代表制の原則に基づき、もてる権能 を駆使して責務を果たす使命があり、議事、議決機関として議案等の審議に充分な議論 を行い、町民に分かりやすい議会運営に努めることを規定しています。
- ② 議会の運営の原則として、議会の位置づけ、行政機関との関係を明確にし、町民に分かりやすい議会運営をすることを表現しています。

地方自治体は、町長及び議決機関の議決を執行する行政委員会の執行機関と議決機関 である議会との二元代表制で行政運営が行われています。

#### (議員の活動原則)

- 第4条 議員は、個別的事案への対応だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動します。
- 2 議員は、議会が自由討議を重視した議決機関であることを認識し、多様な住民意思を反映した議員相互の自由討議を推進します。
- 3 議員は、町政における課題全般について多様な住民意見を把握するとともに、町民の代表としてふさわしい活動を行うため、自己研鑽を図り政策水準を高めます。

#### 【解説】

議員は、議会活動を通じて、町民の声を町政に反映させる役割を担っていることから、 常に町民の声や地域の課題に耳を傾け、公平な判断や長期的展望を持って調査や研究を行 い、政策立案能力や判断力を高めることなどが求められています。

- ① 憲法第15条では、議員の地位について、全体の奉仕者と規定されています。議員には、高い倫理性の確保が求められており、地域の個別的事案への対応だけでなく、町民全体の福祉(多くの人々のしあわせ)の向上を目指し活動しなければなりません。
- ② 議員相互の自由討議については、議員間の活発な討議により多様な住民意思を反映

し、議会の意思決定を行います。

③ 議員は、日常の議員活動を通じて町民の意見を把握し、自己研鑽を図り、町民の要望について公益性を基本にして判断し、政策に結びつける議会活動を行うと表現しています。



議員相互の自由討議については、「自己研鑽を図り、多様な意見を出し合い政策水準を高めます。」

### (町民と議会との関係)

- 第5条 議会は、情報公開に努め、議会の議決及び運営について、その経緯や理由等を町民に説明する責任を果たします。
- 2 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会、議員協議会など全ての会議を原則 公開とします。
- 3 議会は、本会議及び常任委員会の審議に用いる議案を支障のない範囲で傍聴者に 提供します。
- 4 議会は、議会活動に関する報告会・懇談会を年1回以上開催します。
- 5 議会は、<u>参考人制度</u>及び<u>公聴会制度</u>を活用し、議会の討議に反映するよう 努めます。
- 6 議会は、<u>請願</u>及び<u>陳情</u>等を町民による政策提案と位置づけ、その審議及び調査 に当たっては、必要に応じて提出者から意見を聴く機会を設けます。

#### 【解 説】

- ① 議会は、情報公開によって透明性を高め、審議等における論点や争点についての説明 責任を果たすことを規定しています。
- ②、③ また、開かれた議会を構築するため、秘密会を除く本会議、常任委員会など全ての会議を原則公開とし、傍聴者に会議の内容を明らかにするため、議案を提供するものとします。ただし、議案の配布部数は、過去からの実績をふまえた部数を用意しているため、「支障のない範囲」としていますが、議案が不足した場合は、後刻配布します。
- ④ 議会自らが積極的に地域に出向き、直接、町民に対して議会の活動状況を報告し、町政に関する情報を提供するとともに、町民の意見を直接聞く機会として、議会報告会・

町民懇談会を実施する ことを規定しています。

⑤ 議会は適切な討議を行 うため、多様な意見聴取 の手法として、必要に応 じて法に基づく参考人制 度〔法第109条第6項〕 や公聴会制度〔法第109 条第5項〕を活用してい くことを規定しています。



※解説中の「法」とは、地方自治法を指します。

⑥ 町民の議会への参加については、請願及び陳情等を町民からの政策提案として位置づけ、必要に応じ提出した町民との直接対話を行うことを表現しています。

#### (町長等と議会及び議員の関係)

第6条 本会議における一般質問は、一問一答の方式で行います。

- 2 議長から会議への出席を要請された町長等は、論点を明確にするため議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び質疑並びに提案内容に対して、反問することができます。
- 3 前項の反問については、別に定めます。

#### 【解 説】

- ① 一般質問は、議員による質問の主旨を明確化し、議論の論点をより深め、より理解が深まるよう「一問一答」方式を基本とします。
- ② 質疑・質問を行う議員は、その質疑・質問の内容に責任があることを自覚し、町長等から議員に対して反問(内容の確認、質疑の趣旨、質問の背景・根拠)する発言を認め、町長等と議員間における議論を深める機会を確保するものです。

常任委員会等で町長等から委任を受けた説明員についても会議の席上において、説明 事項に関する議員からの質疑内容について反問(内容の確認、質疑の趣旨)のための発 言を認めるものです。

二元代表制による町政運営において、議会審議を町民に分かりやすくすることを目的 として表現しています。

③ 反問の基準等は本別町反問権実施要綱で定めます。

#### (町長による政策等の形成過程の説明)

- 第7条 議会は、町長が提案する計画、事業等については、必要に応じて次に掲げる 事項の決定過程を明らかにするよう説明を求めます。
  - (1) 政策等を必要とする背景に関すること。
  - (2) 提案に至るまでの経緯に関すること。
  - (3) 総合計画との整合性に関すること。
  - (4) 財政措置状況に関すること。
- 2 議会は、前項の提案を審議するに当たっては、立案・執行における論点及び争点 を明らかにするとともに、執行後における政策評価について調査・審議することに 努めます。

#### 【解 説】

① 行政が、町の政策に基づく計画・事業を提案する場合、4項目の条件を示す説明責任のルール化を規定しています。

これは、政策水準の向上と議会審議における、公正性・透明性の確保及び論点の明確化を図るため、「政策等を必要とする背景」から「財政措置状況」までの説明を受けることにより、提出される政策に対する透明性が高まると考えられます。

② 討論を通じて町民に分かりやすい議会運営をするためには、情報分析、情報提供、説明責任、情報公開が必要です。

議会での審議や討論において情報の共有を基本として、町民に分かりやすい議会運営を行うことを表現しています。

#### (議決事項の拡大)

- 第8条 議会は、町政全般にわたり重要な計画等について、議会と町長等執行機関が町民に対する責任を担いながら、計画的かつ町民の視点に立った透明性の高い町政の運営に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を追加します。
- 2 前項の議決すべき事件については、別に条例で定めます。

#### 【解 説】

① 議会と町長等が透明性の高い責任を共に担うために、町政運営の指針となる主要な計画について、新たに議決事項とすることを規定しています。

本町の総合計画は、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」で構成されています

が、基本構想のほかに「基本計画」まで を議決事項として明記します。

地方自治法に定める議決事件(15項目)、その他法律に定める議決事件のほかに町民に関連する重要な計画については、議決事項に追加していくこととし、町民と情報の共有を図ることを表現しています。

② 重要な計画の指定については、議員間 討議を深め、別に条例(議会の議決に付 すべき事件に関する条例)で定めます。



#### (自由討議による合意形成)

- 第9条 議会は、議員による討論の場でもあることを認識し、議長は議員相互間の討議を中心とした運営に努めます。
- 2 議会は、本会議及び委員会において議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして 合意形成に努めるとともに町民への説明責任を十分に果たします。
- 3 議員は、議員相互間の自由な討議を通じて合意形成を目指し、政策立案及び政策提言等を積極的に行うよう努めます。

#### 【解 説】

議員相互による自由討議で合意形成を目指すことを定めています。

- ① 議会は言論の府であり、自由な討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の 討議を中心に充実した議会運営に努めます。
- ② 議会は、各会議において審議し、結論を出すに当たっては、議員間相互の自由な討論・議論により多様な意見を出し合ったうえで合意形成に努めるとともに、その結論について町民への説明責任を果たすように努めます。
- ③ 議員は、議員相互間の自由な討議を通じて合意形成を図り、積極的に議案の提出を行うよう努力します。

### (委員会等の活動及び議員協議会の運営)

- 第10条 議会は、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会(以下「委員会等」という。)を設置して、<u>所管事務及び付託事件</u>の審査・調査の充実を図り、議会機能を拡充します。
- 2 委員会等は、前項の審査・調査及び町政の課題に適切かつ迅速に対応します。
- 3 議会は、委員会等のほか、議会運営調整及び町長等の政策課題の審査に迅速に対応するため議員協議会を設置し、議員間の自由な討議を行い議会運営の充実を図ります。

#### 【解 説】

- ① 委員会は、議会の一定部門の事務に関する調査、審査をする実質的な機関です。したがって、議会のもつ政策立案・監視機能を十分働かせるためには、委員会活動が重要な意味を持ちます。
- ② 議会の機能を十分に発揮させるため、委員会が町政の諸課題を能動的に取り上げ、法第109条第4項に規定されている所管事務調査を積極的に活用して、閉会中も継続して調査を行い議会としての意見を集約するため、迅速に対応するものと規定しています。

議員相互が情報を共有し、政策提案に繋げるため常任委員会の審議や調査を充実し、 所管課の事業について、調査活動を充実することを表現しています。

③ 町政の課題については、迅速な対応をすることを明記しています。 全議員による議員協議会を設置し、政策課題の迅速な審査を行い、町民の負託にこた えることを表現しています。

情報の共有、会議の公開、説明責任を果たす観点から議員協議会にかける案件を整理 しながら、議員協議会が持つ意味合いを確認し、議員間の自由な討議を踏まえて議会運 営をしていく必要があります。

#### (議会事務局の充実)

- 第11条 議会は、議員の政策形成及び政策提案を補助する議会事務局の調査及び法務機能の充実に努めます。
- 2 議会は、行政から独立した機関としての議会事務局機能の向上に努めます。

#### 【解 説】

①② 議会事務局は、二元代表制のもと、行政から独立した 議決機関である議会の事務を担当する部局として、議会・ 議員の政策立案活動を支援するため、事務能力の向上を図 らなければなりません。



#### (議員研修の充実)

- 第12条 議会は、議員の政策形成及び立案能力などの向上に資する研修の充実強化 を図ります。
- 2 議会は、議員研修の充実、強化にあたり、他市町村の先進事例について調査研究します。

#### 【解 説】

① 議員研修の態様は様々ですが、最終的には町民福祉の向上に資されるべきものです。 基本的に研修は、議員自らが調査研究を深めることにより、幅広い知識、能力の向上が 期待されるところですが、研修をより効果的に行うため、あえて議会での研修について 規定するものです。

議会制民主主義の下、議員は、政策立案能力や審議能力を高める自己研鑽と議会議員相互の共通認識を高め、町政運営に関する最良の判断と政策提言に繋げる議会活動としての研修機会の充実について表現しています。

議案審議や第5条に規定している議会活動に関する報告会を通じて、説明責任を果た していきます。

② 議会としての審議能力を高め、議会の改革・活性化に資するために、議員研修の充実強化を目指します。

#### (議会広報及び広聴の充実)

- 第13条 議会は、議会、委員会等の審議内容及び議員研修活動内容等について、町民へ定期的に情報を発信します。
- 2 議会は、町政に係る重要な情報をすみやかに公表するとともに、町民からの意見・要望等を聴取し、その内容及び対応について情報を提供します。
- 3 議会は、情報技術の発達をふまえ、様々な広報手段を活用します。
- 4 議会は、議会モニター制度を設けることができます。
- 5 前項に関し、必要な事項は、議長が別に定めます。

#### 【解説】

- ①② 地域の実情にあった様々な情報伝達手段を活用し、町民との情報共有、町民への情報提供活動の充実に努めます。
- ③ 具体的には、議会だよりの発行、ホームページ公開、議会会議録を役場支所・図書館等での閲覧、議会報告会・町民懇談会、新聞折込チラシを基本に情報伝達手段の拡大を進めます。



#### (議員定数及び報酬)

- 第14条 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定めます。
- 2 議員定数及び報酬の改正に当たっては、町政の課題、将来の展望等を踏まえ総合 的に検討するとともに、町民の多様な意見を十分に考慮します。
- 3 議員の定数に関する条例改正は、議員が提案するよう努めるものとし、その理由について説明責任を果たします。
- 4 議員報酬の改正は、本別町特別職報酬等審議会の答申を尊重するほか、議員が提案する場合は、改正理由を付して提出します。

#### 【解 説】

- ① 議員の定数及び報酬に関しては、「本別町議会議員の定数を定める条例」及び「本別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」でそれぞれ定めています。
- ② 議員定数の改正は、行財政改革の側面だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮し、町民の意見も把握しながら総合的に判断しなければなりません。
- ③④ 議会制民主主義の根幹となる、町民の代議員としての議員の定数を検討するに当たっては、十分な討論をすることを表現しています。 議員提案で改正提案を行う際は、根拠を明確にして説明責任を果たすことを表現して
- ④ 議員報酬の改正については、報酬等審議会の答申を尊重するものでありますが、必要に応じて議会自らが改正案を提出する場合は、定数の改正と同様、総合的に判断することとします。

#### (議員の政治倫理)

います。

- 第15条 議員は町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動します。
- 2 政治倫理に関する規律の基本となる事項は、別に定めます。

#### 【解 説】

- ① 町民から選挙で選ばれた議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、 関係法令を遵守することはもとより、議員の地位を利用した働きかけなど、その影響力 を行使することによって、町民の疑惑を招くことがないよう行動をしなければなりませ ん。
- ② 政治倫理に関する規律の基本となる事項は、本別町議会政治倫理要綱に定めます。

#### (最高規範性)

第16条 この条例は、議会の運営と活動における最高規範であって、議会は同条例 の趣旨に反する議会の条例、規則等の制定は行いません。

#### 【解 説】

この条例が、本別町議会における議会運営と議会活動の根本を定めたものであることを明確にし、議会関係条例、規則等の全てに優先する最高規範の条例であることを表現しています。

#### (見直し手続)

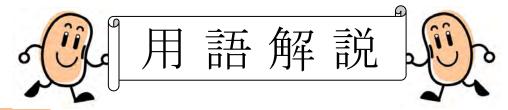
第17条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを 議会運営委員会で検証します。

#### 【解 説】

- ① この条例の検証方法とその結果を受け、必要に応じて本条例改正を含めた適切な対応 措置を講じることを規定しています。
- ② この条例の改正は、全ての議員の合意形成に向けて努力します。
  - 一般選挙前の3月末までには、議会運営委員会で定期的に条例達成状況を点検、確認 することとします。その結果は、議長を通じて、議員協議会へ報告します。

改正が必要との協議結果となった場合は、改正案の作成を議長が議会運営委員会へ諮問します。

1項の「必要に応じて」とは、条例中の条文で不都合な部分が生じた際には、すみやかに対応することを表現しています。



# 二元代表制 【前文:P1】

地方自治体において、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ制度のことをいいます。

# 「町民」の定義 【前文:P1】

2行目までの「町民」は、本別町において選挙権を有する人。

- 3行目以降に記載されている「町民」の考え方は、
  - ア 本別町に住所を有する人
  - イ 本別町に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - ウ 本別町内の事務所又は事業所に勤務する人
  - エ 本別町の学校に在学する人

# 自由討議 【第2条: P2】

現在、本会議においての議会の審議は、主に町側(執行部)に対し、質疑を行っていますが、議員相互間の活発な討議により議案等の審議を行い議会の意思決定をするべきとの考えからです。

# 議 事 機 関 【第3条: P2】

憲法第93条の「地方自治体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」と規定されています。

# 議 決 機 関 【第3条:P2】

地方自治法第89条(議会の設置)、第96条(議決事件)の規定により議決機関として位置づけられています。

# 参考人制度 【第5条: P4】

委員会が、案件の調査または審査のために必要と認めるときに出席を求め、参考 人から意見を聴くために設けられた制度です。

# 公聴会制度 【第5条:P4】

予算等重要案件の審査をする際に、利害関係がある人や学識経験者等から意見を 聴くために設けられた制度です。

# <mark>請願</mark>【第5条:P4】

議会に対し特定の事項に関して事情を述べ、適当な措置を取ってもらうよう文書で要求することです。ただし、議員の紹介が必要となります。

# **陳 情** 【第5条:P4】

議会に対し特定の事項に関して事情を述べ、適当な措置を取ってもらうよう文書で要求することです。陳情については、議員の紹介が不要です。

# - 般質問 【第6条: P5】

本別町が行う行財政全般にわたり、議員が執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について疑問点をただし、所信の表明を求めるものであります。 結果として現行政策の変更、是正または新規の政策を採用させるなどの目的と効果があります。

一般質問は定例会のみ行うことができます。

# 質 疑 【第6条: P5】

議題となっている事件について、疑義(疑問点)を確認し説明を求めるものです。 相手先は、その議題の提出者に対して行います。

質疑に当たっては、議員は、「自己の意見を述べることができない。」とされています。しかし、自己の見解を述べないと質疑の意味をなさないようなものについてまで禁止しているものではありません。

# 総合計画 【第7条:P5】

本別町の基本方針や主要な施策が示された最上位計画であり、地域・行政に関わる総体的な計画です。

# 地方自治法第96条第2項 【第8条:P6】

自治法によって議会で議決しなければならない条例・予算・決算などの15項目以外に、特に重要な計画などは議会の議決すべきものとして条例に定めることができます。

# 所 管 事 務 【第10条:P7】

3つの常任委員会は町行政の事務を、議会運営委員会は議会運営など、それぞれの権限を持って担当する事務事業です。

# 付 託 事 件 【第10条:P7】

審査のため、議長の職権または議会の議決によって常任委員会、議会運営委員会または特別委員会に付託された案件のことです。

# 議会運営委員会 【第17条:P10】

円滑な議会運営を期するために、議会運営全般について協議し、意見調整を図る ために設置された委員会です。



〔解説付き〕

平成28年8月 発行

発 行 本別町議会

所在地 〒089-3392 北海道中川郡本別町北2丁目4番地1

TEL0156-22-8123 FAX0156-22-2147

Mail:gikaik@town.honbetsu.hokkaido.jp